

会員規約

- 第1条 名所及び所在地
本道場の名称・所在地（以下、「本道場」と言います。）
名称：士義不拔道（英語表記：SHIGI-FUBATSUDO）
所在地：東京都中央区佃2-13-5
- 第2条 運営
本道場の運営管理（入門者の資格得喪変更、入会金、入門種別金、諸会費、会員規約の制定、改廃等の決定手続きを含む）は株式会社FA-MASが行います。
- 第3条 目的
本道場は、究極的な強さ（不拔）を習得することを目的としており、その境地にたどり着くための修練（日本古武道・シラット・ムエタイ）を行います。
- 第4条 入会資格
①本道場に入会できる方は、師範及び、株式会社FA-MASの承諾を得られた方とします。
②暴力団構成員、他の生徒に対し問題を引き起こす可能性がある方、本道場が不適切と認める方は、入会資格がありません。また、入会後であってもこれらの事象が判明した時点で退会していただきます。
- 第5条 入門種別
本道場の入門種別は、入会申込書に記載してある種類になります。
- 第6条 入会手続き
①本道場に入会する方は所定の入会手続きを行い、本道場の承認を得た上、定める入会金、会費、諸費用をお支払いいただきます。また、必要により医師の健康証明書の提出を求めます。
②入会する本人が未成年者の場合は、本人と保護者の連名で申込み手続きをとらなければなりません。この場合保護者は、自ら生徒になった場合と同様に本規約に基づく責任を本人と連帯して負担し、危険負担と本道場の免責につき同意するものとします。
- 第7条 入会金
本道場の定める入会金を、所定の方法で本道場に支払わなければなりません。なお、当該入会金は、入会契約締結及び履行のための必要費用であり、一旦納入した入会金は返還しません。
- 第8条 資格停止及び除名
本道場は、生徒が次の各号の一つに該当すると認めた場合、生徒資格の一時停止または除名をすることができます。
1・本道場の定める会費（分割払い含む）を滞納した時
2・本道場が利用している施設を故意に毀損した時
3・本規約、その他本道場が定める規則に違反した時
4・本道場の名誉、信用を毀損し、または秩序を乱した時
5・入会書類に虚偽を記載した事が判明した時
6・生徒して品位を損なうと認められる非行があった時
7・伝染病等他人に伝染・感染する恐れのある疾病に罹患した時
8・本道場の合理的な指示・指導に従わない時
9・その他本道場が、社会通念に照らし、本道場生徒として相応しくないと認めた時
- 第9条 生徒資格の喪失
生徒は、退会、除名、死亡及び失踪宣言をうけたとき、その資格を失います。
- 第10条 生徒資格の譲渡禁止
生徒は、その生徒資格を他に譲渡すること（相続を含みます）はできません。
- 第11条 生徒の利用及び事故
①本道場は、生徒が本道場の施設利用中に生じた盗難、怪我その他の事故について、本道場の責めに帰すべき事由がない限り、責任は負いません。生徒同士の本道場内外でのトラブルについても同様とします。
②生徒は、本道場において、技量を超えた行為及び危険行為は行ってはならないものとします。また、本道場の事前の書面による承諾なしに、対価を得て他の利用者に対する指導行為を行ってはならないものとします。
- 第12条 変更事項
生徒は、住所または連絡先等入会申込書記入事項に変更のあった場合は速やかに所定の書面で届け出るものとします。

- 第13条 諸費用の改定
本道場は、本規約に基づいて生徒が負担すべき諸費用を、社会情勢・経済状況の変動等を参考にして改定することができます。この場合、本道場は改定日の1ヶ月以上前までに施設内への掲示及び当社ホームページにて生徒に告知するものとします。
- 第14条 細則
本規約に定めていない事項及び業務遂行上必要な細則は本道場が定めるものとします。
- 第15条 改定
本規約の改定及び変更は本道場により為されるものとし、その効力は当該改定及び変更時に在籍する全ての生徒に及ぶものとします。なお、本道場が本規約の改定及び変更を行うときは改定日の1ヶ月以上前までにその内容を施設内への掲示及び当社ホームページにて生徒に告知するものとします。
- 第16条 返金請求
ご入金頂いた、各種別の一括入金の場合、分割入金の場合であっても、途中退会及び不参加による返金請求は受け付けないものとします。但し、道場参加権利は継続するものとします。
- 第17条 附則
本規約は2018年1月15日より施行します。